

第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「作業」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

附則第三項第四号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 前項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋（知事が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円

二 前項第一号に掲げる作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（知事が定めるものに限る。） 一万円

三 前項第一号に掲げる作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

四 前項第一号に掲げる作業のうち知事が定める施設内において行うもの 三千三百円

附則第七項中「附則第三項第一号若しくは第三号」を「附則第三項第五号若しくは第七号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十五年七月九日からこの条例の施行の日の前日までの間に、職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行った作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるもの及び改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第四号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第五号若しくは第七号又は附則第五項第一号若しくは第三号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第二項から第七項までの規定に基づいて支給された危険現場作業手当は、改正後の条例附則第二項から第七項までの規定による危険現場作業手当の内払とみなす。

提案理由

東日本大震災に対処するための東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業の特殊性及び当該作業に従事させるための本県警察職員の派遣の状況並びに国及び他の都道府県との均衡に鑑み、当該作業に係る危険現場作業手当の特例を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。